

## 宮崎県庁舎管理委託に係る低入札価格調査制度取扱要領

令和4年5月26日

総務部財産総合管理課

(趣旨)

第1条 宮崎県が発注する庁舎管理の委託契約に係る入札における低入札価格調査制度については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号。以下「規則」という。)第127条によるほか、この要領の定めるところによる。

(調査基準価格の設定)

第2条 落札者又は落札候補者(以下「落札者等」という。)となるべき者の当該申込みに係る価格(規則第100条第1項の入札金額をいう。)によってはその者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかについての調査(以下「低入札価格調査」という。)を必要とする基準として、調査基準価格を設定するものとする。

2 調査基準価格は、予定価格の10分の7.5以上であって発注機関の長の定める割合を予定価格に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

3 設定した調査基準価格は、予定価格調書に「調査基準価格〇〇円」と記載し、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額を「調査基準価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き)」と記載する。ただし、調査基準価格に110分の100を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

(失格基準価格の設定)

第3条 調査基準価格を下回る価格の場合に契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると判断される基準として、失格基準価格を設定することができるものとする。

2 庁舎管理業務における失格基準価格は、予定価格に10分の6を乗じて得た額とし、1円未満の端数が生じたときは、端数の切捨て処理を行った額とする。

3 設定した失格基準価格は、予定価格調書に「失格基準価格〇〇円」と記載し、失格基準価格に110分の100を乗じて得た額を「失格基準価格入札書比較価格〇〇円(消費税抜き)」と記載する。ただし、失格基準価格に110分の100を乗じて得た額に1円未満の端数が生じたときは、端数の切上げ処理を行った額とする。

(入札参加業者への周知)

第4条 発注機関の長は、次の事項を入札参加者へ周知するものとし、その方法は入札公告又は入札説明書において示すことにより行うものとする。

(1) 調査基準価格が設定されていること。

(2) 失格基準価格が設定されていること。(失格基準価格を設定した場合に限る。)

- (3) 開札の結果、失格基準価格により失格となる者（以下「失格者」という。）を除く調査基準価格を下回る入札（以下「低価格入札」という。）を行った者（以下「低価格入札者」という。）がいる場合は、落札決定を保留すること。
- (4) 失格者を除く低価格入札者（以下「調査対象者」という。）は、最低価格入札者であっても落札者等とならない場合があること。
- (5) 調査対象者は、低入札価格調査に協力すること。

（落札決定の保留）

第5条 開札の結果、調査対象者がいる場合は、入札者全員に対して落札決定を保留する旨を宣言し、落札者については、地方自治法施行令第167条の10第1項に該当するか否かを判断した上で後日決定する。

（低入札価格調査書類の提出）

第6条 発注機関の長は、調査対象者がいる場合は、調査対象者に対して、低入札価格調査書類提出依頼書（別記様式第1号）により通知し、低入札価格調査票（様式①）の提出を求めるものとする。なお、低入札価格調査票には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

- (1) 当該価格で入札した理由（様式②）
  - (2) 積算内訳書（様式③）
  - (3) 業務組織計画（様式④）
  - (4) 過去に受注・履行した業務の名称及び発注者（様式⑤）
  - (5) 手持業務の状況（様式⑥）
  - (6) 手持用具等の状況（様式⑦）
  - (7) 再委託・下請予定業者等一覧（様式⑧）
  - (8) 労務者の確保計画（様式⑨）
  - (9) 安全衛生管理体制（様式⑩）
  - (10) 経費節減額調書（様式⑪）
  - (11) 信用状況（様式⑫）
  - (12) その他発注機関の長が必要と認める書類
- 2 調査書類の提出は、開札日の翌日から起算して2日（宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日及び8月13日から8月15日までの日を除く。第10条において同じ。）以内に発注機関へ持参することにより提出するものとする。
- 3 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、発注機関の長が必要な書類を提出するよう指示した場合は、この限りでない。
- 4 調査対象者は、入札公告等に定められた提出期限までに低入札価格調査辞退届（別記様

式第2号)により低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとし、提出期限までに調査書類の提出がない場合も辞退したとみなす。

- 5 前項に定めるもののほか、入札公告等に示す場合においては、入札書の提出までに低入札価格調査の辞退を申し出ることができるものとする。

#### (低入札価格調査の実施)

第7条 発注機関の長は、調査対象者が最低価格入札者である場合、第6条の低入札価格調査書類を基に低入札価格調査を実施するものとし、必要と認める場合は、調査対象者への事情聴取や関係機関への照会等を行うことができるものとする。

- 2 低入札価格調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の範囲内において前項に定める調査対象者の次順位者を落札者等とする。ただし、その者が調査対象者である場合は、低入札価格調査を行うものとする。
- 3 発注機関の長は、開札の結果、複数の調査対象者がいるときは、入札額が低い者から調査を行うものとする。ただし、発注機関の長が必要と認めるときは、複数の者について並行して調査を実施することができるものとする。
- 4 低入札価格調査の結果を踏まえ落札者等を決定しようとするときは、調査を実施した者の全てについて、調査の結果を記載した低入札価格調査審議書(別記様式第3号)を作成し、事業主管課を経由して契約審査委員に提出し、その意見を求めるものとする。

#### (低入札価格調査における失格判断基準)

第8条 低入札価格調査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものとして調査対象者を失格とし、落札者等不適格通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。

- (1) 調査書類の全部又は一部の提出がない場合
- (2) 調査に協力しない場合
- (3) 仕様書等に適合しない場合
- (4) 積算内容が適正でない場合(算出根拠が明確でない、積算内訳書の違算がある場合、金額が一括で計上されており内訳が不明な場合を含む。)
- (5) 積算において、労務者の賃金が宮崎県の最低賃金を下回っていた場合
- (6) 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合
- (7) 安全管理体制が十分確保できるための安全費等が計上されていない場合
- (8) 前各号に掲げるもののほか、適正な業務の履行がされないおそれがあると認められる場合

#### (契約審査委員会の審査等)

第9条 低入札価格調査の実施に関し必要な事項を審議するため、契約審査委員会を設置する。

2 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 契約審査会は、発注機関の長から意見を求められたときは、審査を行い、その結果を低入札価格調査審議書に意見として記載する。

(低入札価格調査により失格とした者に対する理由の説明)

第10条 低入札価格調査により失格となり、落札者等不適格通知書を受理した者は、当該通知を受理した日の翌日から起算して2日以内に、発注機関の長に対して失格とされた理由の説明を発注機関に書面を提出することにより求めることができる。

2 発注機関の長は、前項の説明を求める書面を受理したときは、当該書面を受理した日の翌日から起算して2日以内に、落札者等不適格理由説明書(別記様式第5号)により回答するものとする。

(落札者の決定等)

第11条 落札者を決定したときは、落札決定通知書(別記様式第6号)によりその旨を入札参加者に通知するものとする。

(調査結果の公表)

第12条 調査の結果については、低入札価格調査審査結果票(別記様式第7号)により、落札者決定の日から当該日の属する年度の翌年度末まで閲覧に供するものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月26日から施行する。

別表（第9条関係）

契約審査委員会の構成委員
総務部長
総務部次長（財務）
財産総合管理課長
財産総合管理課長補佐（総括）
財産総合管理課長補佐（技術）
財産総合管理課庁舎管理担当リーダー
財産総合管理課庁舎保全担当リーダー

別記

様式第1号（第6条関係）

（文書番号）

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様  
(共同企業体の場合は代表構成員)

発注機関の長

### 低入札価格調査書類提出依頼書

下記調達案件について、低入札価格調査を行いますので、宮崎県庁舎管理委託に係る低入札価格調査制度取扱要領に従い、低入札価格調査書類を提出してください。

### 記

#### 1 業務委託名

#### 2 提出書類及び調査事項

- (1) 当該価格で入札した理由（様式②）
- (2) 積算内訳書（様式③）
- (3) 業務組織計画（様式④）
- (4) 過去に受注・履行した業務の名称及び発注者（様式⑤）
- (5) 手持業務の状況（様式⑥）
- (6) 手持用具等の状況（様式⑦）
- (7) 再委託・下請予定業者等一覧（様式⑧）
- (8) 労務者の確保計画（様式⑨）
- (9) 安全衛生管理体制（様式⑩）
- (10) 経費節減額調書（様式⑪）
- (11) 信用状況（様式⑫）
- (12) その他発注機関の長が必要と認める書類

#### 3 提出期限

年 月 日

#### 4 注意事項

- ・低入札価格調査書類は、発注機関に持参し提出してください。
- ・低入札価格調査書類は、提出期限以降の差し替え及び再提出は認められません。
- ・低入札価格調査を辞退する場合は、低入札価格調査辞退届（別記様式第2号）を発注機関に持参し提出してください。
- ・低入札価格調査書類の提出期限までに提出がない場合も辞退したとみなします。
- ・特定共同企業体の場合、商号又は名称には代表者のものを表示しています。

様式第2号（第6条関係）

低入札価格調査辞退届

年 月 日

（発注機関の長） 殿

住 所  
商号 又は 名称  
代 表 者 氏 名 印  
（共同企業体の場合は代表構成員）

年 月 日に開札のありました「（業務委託名）」に係る低入札価格調査書類の提出ができませんので、低入札価格調査を辞退します。

なお、行った入札が無効と取り扱われることに異存ありません。

**1 概要**

項目	項目に対する内容
業務委託名	
委託場所	
開 札 日	
調査対象者 （所在地） （商号又は名称） （代表者名）	
予定価格 （入札書比較価格）	円
調査基準価格 （入札書比較価格）	円（入札書比較予定価格比 %）
入札価格	円（入札書比較予定価格比 %）
調査期間 （事情聴取日）	
調査を受けた者 （事情聴取を受けた者）	
調査担当者 （事情聴取者）	

**2 調査項目の確認結果及び適否**

調査項目	確認結果	適否
所定の調査様式及び添付書類の提出状況		適・否
①当該価格で入札した理由		適・否
②積算内訳書		適・否
③業務組織計画		適・否
④過去に受注・履行した業務の名称及び発注者		適・否
⑤手持業務の状況		適・否

⑥ 手持用具等の状況		適・否
⑦ 再委託・下請予定業者等一覧		適・否
⑧ 労務者の確保計画		適・否
⑨ 安全衛生管理体制		適・否
⑩ 経費節減額調書		適・否
⑪ 信用状況		適・否
その他		

### 3 発注機関の長の審査結果

- 契約内容に適合した履行がされると認める。  
(2の調査項目の確認結果及び適否において全ての項目が「適」とされた場合)
- 契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認める。  
(2の調査項目の確認結果及び適否において1つ以上の項目が「否」とされた場合)

〇〇〇〇課（事業主管課名）提出日（      年      月      日）

### 4 契約審査委員の判定

- 発注機関の長の判断に賛同する。
- 次の理由で賛同しない。  
[理由]

委員会開催日（      年      月      日）

様式第4号（第8条関係）

（文書番号）

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名 様  
（共同企業体の場合は代表構成員）

（発注機関の長）



### 落札者等不適合通知書

年 月 日に開札した下記の業務委託について、落札の決定を保留していましたが、宮崎県庁舎管理委託に係る低入札価格調査制度取扱要領に基づき調査した結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして、落札者等としないことに決定しましたので通知します。

### 記

- 1 業務委託名
- 2 落札者等としない理由  
宮崎県庁舎管理委託に係る低入札価格調査制度取扱要領第8条（ ）に該当  
（理由）

様式第 5 号 (第 10 条関係)

( 文 書 番 号 )

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 様  
(共同企業体の場合は代表構成員)

(発注機関の長)



落札者等不適合理由説明書

年 月 日に貴社（又は貴共同企業体）から説明請求があった業務委託の  
落札者等不適合の理由については、下記のとおりです。

記

業務委託名	
落札者不適合 の理由	

様式第 6 号 (第 11 条関係)

( 文 書 番 号 )

年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 氏 名 様  
(共同企業体の場合は代表構成員)

発注機関の長

落札決定通知書

年 月 日に開札のありました下記「(業務委託名)」に係る競争入札について、落札者を決定しましたので通知します。

記

- 1 業務委託名
- 2 委託場所
- 3 落札者名
- 4 落札金額

様式第7号（その1）（第12条関係）

（※低入札価格調査の結果、最低価格入札者を落札者とした場合）

低入札価格調査審査結果票

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 件名                  |   |
| 2 | 場所                  |   |
| 3 | 入札日                 |   |
| 4 | 調査基準価格<br>(税込み)     | 円 |
| 5 | 調査基準価格<br>(入札書比較価格) | 円 |
| 6 | 失格基準価格<br>(税込み)     | 円 |
| 7 | 失格基準価格<br>(入札書比較価格) | 円 |

下記の者は、宮崎県庁舎管理委託に係る低入札価格調査制度取扱要領（令和4年5月26日総務部財産総合管理課定め）第2条により定めた調査基準価格未滿で申込みをしたため、同要領第7条による低入札価格調査を行ったところ、当該契約の内容に適合した履行がなされると認められたため、落札者とする。

記

低入札価格調査対象者	
調査実施日	
調査結果の判定実施日	

様式第7号（その2）（第12条関係）

（※低入札価格調査の結果、最低価格入札者以外の者を落札者とした場合）

低入札価格調査審査結果票

- |   |                     |   |
|---|---------------------|---|
| 1 | 件名                  |   |
| 2 | 場所                  |   |
| 3 | 入札日                 |   |
| 4 | 調査基準価格<br>(税込み)     | 円 |
| 5 | 調査基準価格<br>(入札書比較価格) | 円 |
| 6 | 失格基準価格<br>(税込み)     | 円 |
| 7 | 失格基準価格<br>(入札書比較価格) | 円 |

下記の者は、宮崎県庁舎管理委託に係る低入札価格調査制度取扱要領（令和4年5月26日総務部財産総合管理課定め）第2条により定めた調査基準価格未滿で申込みをしたため、同要領第7条による低入札価格調査を行ったところ、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたため、落札者としなすこととする。

したがって、次順位者（予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、次に入札額が低い者）を落札者とする。

記

低入札価格調査対象者	
調査実施日	
調査結果の判定実施日	
契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとした理由	



様式②（第 6 条関係）

当該価格で入札した理由

委託業務名 : ○○○○○

会社名 : ○○○○○

積算内訳書

会社名： ○○○○○

委託業務名						
費目	単位	数量	単価（円）	金額（円）	経費節減額（円）	備考
(例：清掃の場合)						
1 保全業務費						
日常清掃（清掃員A）	時間	100	13,700	137,000		
直接人件費						
直接物品費						
直接業務費						
業務管理費						
業務原価						
一般管理費等						
保全業務費小計						
2 ガラス清掃						
ガラス清掃小計						
3 消耗品費等						
便座除菌クリーナー						
トイレットペーパー						
水石鹼						
その他消耗品等						
消耗品費等小計						
3 その他						
その他小計						
合計						
消費税						
契約期間全体の金額 （税込）						

※見積り等積算根拠を示すものがあれば添付すること。

※経費節減に係る説明事項がある場合は添付すること。

※県の設計書に対応する内訳書とすること。

様式④（第6条関係）

業 務 組 織 計 画

委託業務名 : ○○○○○

会社名 : ○○○○○

担 当	氏 名	資 格	業 務 内 容	備 考

※資格については、免許証の写し等積算根拠を示すものを添付すること。

様式⑤（第6条関係）

過去に受注・履行した業務の名称及び発注者

委託業務名 : ○○○○○

会社名 : ○○○○○

業務名	発注者	契約期間	予定価格	落札金額	備考

※過去3か年程度の状況を記入すること。

※宮崎県以外（国、他の都道府県）の状況についても記入すること。











様式⑪ (第6条関係)

経費節減額調書

委託業務名 : ○○○○○

会社名 : ○○○○○

コスト削減票 (1) (例) 清掃用具

削減額 (円) :

(概要)

自社で保有している清掃用具を活用することで、コスト削減を図る。

保有 自動洗浄機

リース  $\bigcirc \times \triangle \triangle = \blacktriangle \blacktriangle \blacktriangle$  (単価  $\bigcirc \bigcirc$  円 /  $\text{m}^3$ )

購入  $\diamond \times \blacksquare \blacksquare = \square \square \square$  (単価  $\bigcirc \bigcirc$  円 /  $\text{m}^3$ )

$\blacktriangle \blacktriangle \blacktriangle$ 、 $\square \square \square$ が削減可能。

コスト削減票 (2)

信用状況

委託業務名 : ○○○○○

会社名 : ○○○○○

1 労働基準法等の法律違反

- なし
- あり

[具体的内容]

2 賃金の不払

- なし
- あり

[具体的内容]

3 下請け代金の支払遅延

- なし
- あり

[具体的内容]

4 入札参加資格停止 (指名停止)

- なし
- あり

[具体的内容]

※宮崎県以外の状況についても記入すること。